

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人熊本市勤労者福祉センターが行う熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）事業に関する事項を定め、中小企業に従事する勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、当該勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 事業は、前条の目的を達成するために、次のとおりとする。

- (1) 中小企業勤労者の給付、補助に係る事業
- (2) 中小企業勤労者の余暇活動に係る事業
- (3) その他サービスセンターの目的を達成するために必要な事業

第2章 加入資格及び会費等

(加入資格)

第3条 サービスセンター事業に加入することのできる者は、熊本市及び熊本市策定の熊本連携中枢都市圏ビジョン構想区域（宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、菊池市、高森町、南阿蘇村、阿蘇市）に本店又は主たる事業所を有する企業、事業所等の事業主とする。

なお、加入については事業所単位一括加入を原則とする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める事業主を加入させることができる。

(入会申込)

第4条 サービスセンター事業に加入しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の者は、承諾を受けた日をもって会員事業所（以下「事業所」という。）としての資格を取得する。

(会員の受益)

第5条 事業所の雇用する勤労者は、サービスセンター会員（以下「会員」という。）として事業所の入会の日から退会の日まで事業による利益を受ける資格を保有することができる。

(受益の制限)

第6条 理事長は、事業所が正当な理由なく会費の全部又は一部を納付しないときは、その事業所に係る会員が受けることができる利益の全部又は一部を制限することができるものとする。

(変更の届出)

第7条 事業所は、入会申込書の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第8条 事業所は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、遅滞なく所定の様式により理事長に届出しなければならない。

- (1) 事業所が退会したいとき。

- (2) 事業所がこの規程の第3条及び同条2項に該当しなくなったとき。
 - (3) 事業所が新たに勤労者を雇用したとき。
 - (4) 会員が退職又は死亡したとき。
- 2 前項各号に規程する事由にもとづく事業所の退会又は会員の資格の得喪の効力は、同項の規程による届出が行われた日をもって発生するものとする。

(資格の取消)

第9条 理事長は、事業所及び会員に次に掲げる事実が認められたときは、事業所及び会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 会費を3ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 虚偽その他不正行為によりサービスセンターに不利益を与えたとき。
- (3) サービスセンターの信用を著しく失墜させる行為があったとき。

(権利及び義務)

第10条 第8条の規定により退会した事業所又は前条の規定により資格の取消を受けたものは、サービスセンター事業に係る一切の権利を喪失するとともに、サービスセンター事業に係る一切の義務を履行しなければならない。

(会費)

第11条 事業所は、会員の会費を月末に、サービスセンターが指定した金融機関に支払うものとする。

2 会費は、会員1人につき、月額350円とする。

第3章 収入及び経費の支弁等

(収入)

第12条 サービスセンター事業の収入は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 繰越金
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第13条 サービスセンター事業の経費は、前項の収入をもって支弁する。

(会計)

第14条 会計の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 補則

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、サービスセンター事業の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この運営規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この運営規程は、平成15年7月7日から施行する。

附則

この運営規定は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この運営規定は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この運営規定は、令和元年7月1日から施行する。